



Title	沖縄放棄請求権（4条1項）国内措置（補償特別措置法案 外務省外交史料館レファレンス番号：H222446）
Author(s)	-
Citation	平成22年度外交記録公開(4)No.1 公開日：平成23年2月18日 外務省外交史料館管理番号：2011-0014 CD・DVD番号：H22-014
Issue Date	
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43684
Rights	外務省外交史料館所蔵資料

補償特別措置法案

⑫

沖縄の住民等が受けた損害の補償に関する特別措置法案

右の議案を提出する。

昭和四十八年六月二十六日

提出者

安井 吉典

上原 康助

加藤 清政

川崎 寛治

檜崎 弥之助

美濃 政市

正森 成二

渡部 一郎

安里 積千代

賛成者

安宅 常彦

阿部 昭吾

阿部 助哉

阿部 未喜男

赤松 勇

井岡 大治

井上 泉

井上 普方

石野 久男

石橋 政嗣

板川 正吾

稲葉 誠一

岩垂 寿喜男

江田 三郎

枝村 要作

小川 省吾

大出 俊

大柴 滋夫

大原 亨

太田 一夫

岡田 哲児

岡田 春夫

加藤 清二

勝澤 芳雄

勝間田 清一

角屋 堅次郎

金瀬 俊雄

金丸 徳重

金子 みつ

川俣 健二郎

河上 民雄

木島 喜兵衛

木原 実

北山 愛郎

久保 三郎

久保 等

久保田 鶴松

小林 信一

小林 進

兒玉 末男

上坂 昇

神門 至馬夫

佐々木 更三

佐藤 観樹

佐藤 敬治

佐野 憲治

佐野 進

斉藤 正男

坂本恭一	阪上安太郎	柴田健治	島田琢郎
島本虎三	嶋崎讓	清水徳松	下平正一
田口一男	田中武夫	田邊誠	多賀谷真稔
高沢寅男	高田富之	竹内猛	竹村幸雄
楯兼次郎	塚田庄平	辻原弘市	土井たか子
堂森芳夫	中澤茂一	中村茂	中村重光
成田知巳	野坂浩賢	芳賀貢	馬場昇
長谷川正三	原茂	日野吉夫	平林剛
広瀬秀吉	福岡義登	藤田高敏	古川喜一
細谷治嘉	堀昌雄	松浦利尚	三宅正一
武藤山治	村山喜一	村山富市	森井忠良

八百板正	八木一男	八木昇	山口鶴男
山崎始男	山田耻目	山田芳治	山中吾郎
山本幸一	山本政弘	山本弥之助	湯山勇
米内山義一郎	米田東吾	横路孝弘	横山利秋
吉田法晴	和田貞夫	渡辺三郎	渡辺惣藏
青柳盛雄	荒木宏	諫山博	石母田達
梅田勝	浦井洋	金子満広	神崎敏雄
木下元二	栗田翠	紺野与次郎	柴田睦夫
庄司幸助	瀬崎博義	田代文久	田中美智子
多田光雄	谷口善太郎	津金佑近	津川武一
寺前巖	土橋一吉	中川利三郎	中路雅弘

中島武敏	野間友一	林百郎	東中光雄
平田藤吉	不破哲三	増本一彦	松本善明
三浦久	三谷秀治	村上弘	山原健二郎
米原昶	新井彬之	有島重武	石田幸四郎
小川新一郎	大久保直彦	大野潔	大橋敏雄
近江巳記夫	岡本富夫	沖本泰幸	北側義一
小濱新次	坂井弘一	坂口力	鈴木康雄
瀬野栄次郎	田中昭二	高橋繁	竹入義勝
林孝矩	広沢直樹	伏木和雄	正木良明
松尾信人	松本忠助	矢野絢也	山田太郎
池田禎治	稻富稜人	受田新吉	内海清

五

小沢貞孝 折小野良一 春日一幸 河村 勝
神田大作 小平 忠 小宮武喜 佐々木良作
竹本孫一 玉置一徳 塚本三郎 永末英一
宮田早苗 和田耕作 渡辺武三 瀬長亀次郎

六

沖繩の住民等が受けた損害の補償に関する特別措置法

(目的)

第一条 この法律は、長期にわたり日本本土から隔離され、アメリカ合衆国の支配下にあつた沖繩(沖繩県の区域をいう。以下同じ。)においてアメリカ合衆国軍隊等の存在又は行為により沖繩の住民等が受けた損害につき、アメリカ合衆国が行なつた補償等の実情及び琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定(以下「協定」という。)第四条1の規定によりアメリカ合衆国等に対する日本国民の請求権が放棄されたことにかんがみ、国として当該損害を補てんするため特別な措置を講ずることを目的とする。

(人身損害に対する給付金の支給)

第二条 国は、沖繩において、昭和二十七年四月二十九日から昭和四十七年五月十四日までの間

にアメリカ合衆国の軍隊又はその要員の行為により人身に係る損害を受けた沖縄の住民又はその遺族のうち、当該損害につき、同日までに外国人の請求に関するアメリカ合衆国の法律（以下この項において「外国人損害賠償法」という。）に基づく支払を受けなかつた者（協定第四条2の規定に基づいて当該支払を受けることができる者を除く。）又はその遺族に対し、外国人損害賠償法に基づいて行なわれた支払の例に準じ、給付金を支給する。

2 前項の給付金の支給に關し必要な事項は、政令で定める。
（土地の原状回復のための給付金の支給）

布令60号 琉球列島補償法

第三条 国は、沖縄内の土地でアメリカ合衆国の軍隊又は当局による使用中昭和二十五年七月一日前に損害を受け、かつ、昭和三十六年七月一日前にその使用を解除されたものの所有者のうち、「琉球人の講和前補償請求の支払について」（千九百六十七年高等弁務官布令第六十号）に基づく当該土地の原状回復のための支払を受けなかつた者に対し、同布令に基づいて行なわれた

支払の例に準じ、当該土地の原状回復のための給付金を支給する。

4号2項(布令20号) - 七

2 国は、沖縄内の土地でアメリカ合衆国の軍隊又は当局による使用中昭和二十五年七月一日以後損害を受け、かつ、昭和四十七年五月十四日以前にその使用を解除されたものの所有者のうち、同日までに琉球列島米国民政府布令又は高等弁務官布令に基づく当該土地の原状回復のための支払を受けなかつた者（協定第四条2の規定に基づいて当該支払を受けることができる者を除く。）に対し、「賃借権の取得について」（千九百五十九年高等弁務官布令第二十号）に基づいて行なわれた支払の例に準じ、当該土地の原状回復のための給付金を支給する。

3 前二項の給付金の支給に關し必要な事項は、政令で定める。
（再検討）

第四条 前二条に規定する措置は、沖縄の復帰前沖縄においてアメリカ合衆国軍隊等の存在又は行為により沖縄の住民等が受けた損害を補てんするための当面の措置にすぎないのであって、

なお、次条の規定による措置において再検討が加えられるべきものとする。

(損害の補てんに関する抜本的措置)

第五条 国は、沖縄が長期にわたり日本本土から隔離され、アメリカ合衆国の支配下に置かれていた実情を特に考慮し、昭和二十年八月十六日から昭和四十七年五月十四日までの間に沖縄においてアメリカ合衆国の軍隊等の存在又は行為により沖縄の住民等が受けた次の各号に掲げる損害が十分に補てんされるよう抜本的措置を講ずるものとする。

- 一 人身に係る損害
- 二 土地に係る損害
- 三 漁業に係る損害
- 四 その他の損害

(沖縄関係補償問題調査会の設置)

損害の国等?

第六条 総理府に、附属機関として、沖縄関係補償問題調査会(以下「調査会」という。)を置く。

(調査会の所掌事務)

第七条 調査会は、第五条の規定により国が講ずべき損害の補てんに関する抜本的措置に関する事項につき調査審議し、その結果を内閣総理大臣に建議する。

2 調査会は、この法律の施行の日から一年以内に前項の建議をしなければならない。

(調査会の組織)

第八条 調査会は、次に掲げる者につき、内閣総理大臣が任命する委員二十一人以内で組織する。

- 一 関係行政機関の職員
- 二 沖縄県知事
- 三 沖縄県議会議長

七人以内

四 沖縄県の市町村長を代表する者

三人

五 沖縄県の市町村の議会の議長を代表する者

三人

六 学識経験のある者

六人以内

2 委員は、非常勤とする。

(会長)

第九条 調査会に、会長一人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(資料の提出の要求等)

第十条 調査会は、その所掌事務を遂行するため必要があるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長又は関係団体に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な

協力を求めることができる。

(事務局)

第十一条 調査会の事務を処理させるため、調査会に、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3 事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。

(委任規定)

第十二条 前六条に定めるもののほか、調査会に關し必要な事項は、政令で定める。

(建議に基づく措置)

第十三条 第七条の規定による調査会の建議があつたときは、政府は、その建議に基づき、すみやかに法律案を作成して国会に提出する等必要な措置を講じなければならない。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三十日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(総理府設置法の一部改正)

2 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第十六号の三の次に次の一号を加える。

十六の四 沖繩の住民等が受けた損害の補償に関する特別措置法(昭和四十八年法律第十六号)の施行に関する事。

第十五条第一項の表中中央交通安全対策会議の項の次に次のように加える。

沖繩関係補償問題調査会

沖繩の住民等が受けた損害の補償に関する特別措置法(昭和四十八年法律第

号)の規定に
よりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。

理由

長期にわたり日本本土から隔離され、アメリカ合衆国の支配下にあつた沖繩においてアメリカ合衆国軍隊等の存在又は行為により沖繩の住民等が受けた損害につき、アメリカ合衆国が行なつた補償等の実情及び琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定によりアメリカ合衆国等に対する日本国民の請求権が放棄されたことにかんがみ、国として当該損害を補てんするため特別な措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約三十億円の見込みである。